

コーポレートガバナンス

基本的な考え方・方針

基本的な考え方

オリンパスは、生活者として社会と融合し、社会と価値観を共有しながら、事業を通して新しい価値を提案し、人々の健康と幸せな生活を実現するという考え方を「Social IN(ソーシャル・イン)」と呼び、すべての活動の基本思想としています。

当社は、この基本思想のもと、有効性と効率性ならびに財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、運用するとともに、継続的な改善を図ります。

コーポレートガバナンスに関する基本方針

オリンパスは、コーポレートガバナンス・コードの原則を踏まえた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を策定しています。

本方針は、株主に対する受託者責任および顧客・従業員・地域社会などのステークホルダーに対する責任、および、上記の当社の経営理念を踏まえ、実効性あるコーポレートガバナンスの実現を目指して策定するものであり、その内容は当社取締役会が承認しています。

コーポレートガバナンスに関する基本方針

https://www.olympus.co.jp/company/governance/pdf/basic_policy_for_corporate_governance_jp.pdf

推進体制

企業統治の体制

取締役会は11名の取締役で構成し、半数以上の6名が独立社外取締役です。オリンパスは取締役会を原則として毎月1回開催することにより、経営執行の責任者である社長から提案される経営上重要な事項について承認と業務執行の適切な監督を実施することとしています。取締役会の議長は業務執行を行わない取締役が務めます。

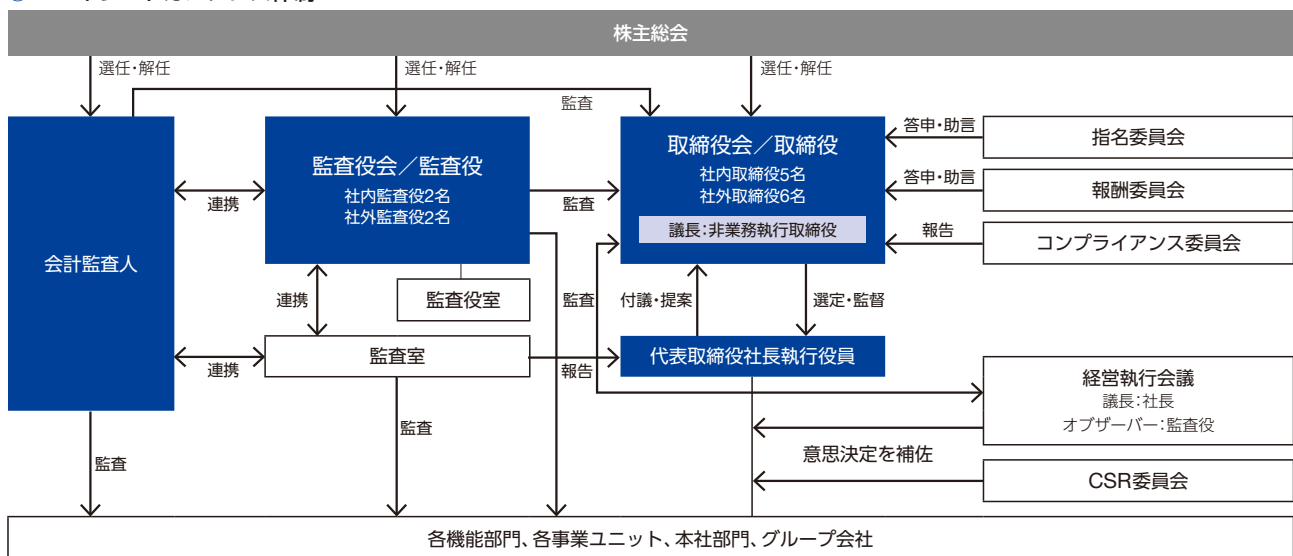
社外取締役6名には、取締役会において独立的な立場から意思決定や監督を行うにあたり、各取締役が有する専門知識を当社の経営に活かすことを期待しています。なお、取締役会からは、経営執行会議もしくは社長の段階で決定した事項についても報告を要請しており、情報伝達およびモニタリング面での機能強化を図り、経営の健全性が確保される仕組みを構築しています。

さらに、執行役員制により、取締役会の経営意思決定および業務執行状況の監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離するとともに、合わせて社長などの在任期間、取締役・執行役員の上限年齢を制定することにより、役員の長期在任による不正を防止する体制を整備しました。

◎ ガバナンス体制一覧 (2017年6月28日時点)

形態	監査役会設置会社
執行役員制度の採用	有
取締役の人数	11名
うち、社外取締役の人数	6名
取締役の任期	1年
監査役の数	4名
うち、社外監査役の数	2名
独立役員の数	8名
報酬決定における社外取締役の関与	有
取締役会の開催回数 (2016年度)	23回
業績連動報酬制度	有

◎ コーポレートガバナンス体制



コーポレートガバナンスの詳細は、「One Olympus Report 2017」(統合版アニュアルレポート2017)をご覧ください。
<http://www.olympus.co.jp/ir/data/annualreport/2017/>